

平成 30 年度第 3 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 5 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 37 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 605 会議室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 9 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について
報告第 10 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
報告第 11 号 非農地証明願承認について
報告第 12 号 農地転用（農業用施設）届出について
議案第 17 号 農地法第 3 条について
議案第 18 号 農地法第 4 条第 1 項について
議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項について
議案第 20 号 農用地利用集積計画について
議案第 21 号 三次市農地利用最適化推進委員の辞任について
議案第 22 号 農地利用最適化推進委員の欠員の補充について

6. 農業委員会事務局職員

日野事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局 長 只今から、平成 30 年度第 3 回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本
会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

会長あいさつ

局 長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規
定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 19 人であります。よって、
総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、西田委員・林委員の両名を指名いたします。よろしくお願
いいたします。

それでは、平成 30 年度第 3 回三次市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 9 号から報告第 12 号までの 4 件です。

議案が、議案第 17 号から追加提出の議案第 21 号までの 5 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 9 号から報告第 12 号について事務局から順次説明を求めます。

局 長 報告第 9 号「利用権の終了(農用地利用集積計画)」について 4 件ご報告いたします。

内容は、5 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第 10 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」について 7 件ご報告いたします。

内容は、5 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第 11 号「非農地証明願承認」について 3 件ご報告いたします。

申請番号 1 土地の所在が、青河町_____, 現況地目は原野で、面積が 241 m², 申請人が、青河町_____, ●● ●●さん, 非農地となった理由は、昭和 60 年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 2 土地の所在が、東河内町_____, _____, 現況地目は、すべて原野で、面積の合計が 1,732 m², 申請人が、東河内町_____, ●● ●●さん, 非農地となった理由は、約 20 年前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 3 土地の所在が、三良坂町三良坂字上之堂_____, 現況地目は原野で、面積が 553 m², 申請人は、埼玉県川越市広谷新町_____, ●● ●●さん, 持分 1/2, 広島市中区加古町_____, ▲▲ ▲▲さん, 持分 1/4, 東京都板橋区加賀一丁目_____, ■■ ■■さん, 持分 1/4 の 3 名, 非農地となった理由は、年月日不詳にて耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告第 12 号「農地転用(農業用施設)届出」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 1 土地の所在が、三和町下板木字鉾畔_____, 地目は田で、面積が 128 m², 申請人が、三和町下板木_____, ●● ●●さん, 転用目的は、農機具格納庫の建築です。

報告については以上です。

議 長 報告第 9 号から第 12 号を報告いたしました。

報告 4 件について、質問があればどうぞ。

(質問なし)

議長 議案第 17 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 6 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 3-1 土地の所在が、吉舎町吉舎字譲葉_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 6,986 m², 譲渡人が、吉舎町吉舎_____, ●● ●●さん, 譲受人が、広島市東区牛田新町一丁目_____, ▲▲ ▲▲さん, 譲受人は新規就農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は、譲渡人の●●さんが、利用権設定により農地所有適格法人に賃貸されていましたが、高齢のため将来を考慮し、同一法人の構成員である譲受人、▲▲さんに譲渡することとなり今回の申請となりました。▲▲さんは、■■■■株式会社の代表取締役会長です。昨年より申請地でイチゴを栽培されています。農作業に従事する構成員、機械の保有状況からみても、事業に供する農地は効率的に利用されるものと思われれます。用水の水路掃除等地域の行事にも参加すると言われていましたし、●●さんも構成員のため、地域への調和に問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 3-1 を決めます。

次の申請番号 3-2 と申請番号 3-3 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 3-2 と申請番号 3-3 は、譲受人が、秋町_____, ●● ●●さん, 経営状況は、譲受人 18,253 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 3-2 土地の所在が、秋町_____, 地目は田で、面積が 727 m², 譲渡人が、神奈川県平塚市撫子原_____, ▲▲ ▲▲さんです。

申請番号 3-3 土地の所在が、秋町_____, 地目は田で、面積が 700 m², 譲渡人が、広島市東区福田 8 丁目_____, ■■ ■■さんです。

なお、本件 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 本件 2 件の譲渡人は兄弟で、1 人は神奈川県、もう一人は広島市に住まわれています。今後、農地管理をすることができないため、現在、農地管理をされている●●さ

んに譲り受けてほしいと依頼したところ、自宅から 200m くらいの位置にあるため譲り受けることとなりました。●●さんが数年間耕作を行っていたため問題ないものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 3-2 と 3-3 を決めます。
次に申請番号 3-4 の説明を求めます。

局長 申請番号 3-4 土地の所在が、吉舎町安田字芦原_____, 地目は田で、面積が 608 m², 譲渡人が、三原市南方 1 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、吉舎町上安田_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 13,201 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人の●●さんは三原市に住まれ、高齢で耕作管理が困難なため、譲受人の山崎さんに買い取り依頼があり今回の申請となりました。▲▲さんは、経営農地は全て耕作され、農作業に従事する日数、家族の状況、機械の保有状況からみて、耕作に事業に供される全ての農地は効率的に利用されるものと見込まれます。申請地は▲▲さんの自宅からも近く、周辺も耕作されているため、地域の調和に問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 3-4 を決めます。
次に申請番号 3-5 の説明を求めます。

局長 申請番号 3-5 土地の所在が、吉舎町吉舎字土地守_____, 地目は畑で、面積が 331 m², 譲渡人が、吉舎町吉舎_____, ●● ●●さん, 譲受人が、吉舎町吉舎_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 14,826 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲受人の▲▲さんは、申請地が自宅の隣に位置し、耕作に便利であるため、譲受人の所有地との交換を申し出、快諾を受けたので今回の申請となりました。▲▲さんは、経営農地は全て耕作され、農作業に従事する日数、家族の状況、機械の保有状況から

みて、耕作に事業に供される全ての農地は効率的に利用されるものと見込まれます。申請地は▲▲さんの自宅隣にあることから、地域の調和に問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-5 を決めます。
次に申請番号 3-6 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-6 土地の所在が、三原町_____, 地目は畑で、面積が 901 m², 譲渡人が、三原町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三原町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 1,752 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 現地は、急傾斜地にあり、現状畑で、果樹等が植えてあります。●●さんと▲▲さんはご近所で、耕作が困難なため、▲▲さんが耕作したいと譲り受けられることとなりました。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 17 号「農地法第 3 条」については、申請番号 3-1 から申請番号 3-6 までを、異議なしと決めます。
次に、議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 4 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 3-1 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は田で、面積が 28 m², 申請人が、四拾貫町_____, ●● ●●さん, 申請内容は、墓地の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 本件は、●●さんが、少し遠方の高台の上にある墓地が、高齢になると墓地の管理が困難になるため、自宅裏の三角地に墓地を移転したいと申請になりました。周りに対しては、影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-1 を決めます。
次に申請番号 3-2 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-2 土地の所在が、十日市東二丁目_____, 地目は畑で、面積が 4.18 m², 申請人が、十日市東二丁目_____, ●● ●●さん, 申請内容は、宅地拡張です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 申請人は調査測量により、自宅敷地となっていることが判明したため、今回手続きをされました。この土地は昭和 47 年頃から住宅の敷地として利用されており、始末書が提出されています。北側と東側は宅地、南側は宅地分譲予定地、西側は宅地となっています。申請地は今まで周辺に影響を及ぼしたこともなく、今日に至っています。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-2 を決めます。
次に申請番号 3-3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-3 土地の所在が、十日市東五丁目_____, 地目は畑で、面積が 138 m², 申請人が、十日市東五丁目_____, ●● ●●さん, 申請内容は、集合住宅の建築です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 申請地は休耕に伴い、所有地を活用したいため、宅地にして集合住宅を建築されます。申請地は北側が市道、西側は里道に接続しています。生活排水、汚水は里道の下水道管に接続して排水します。雨水は北側の道路側溝に排水されます。集合住宅周辺は舗装、側溝、フェンスを設けます。周辺への影響はないため防除措置はしません。どうぞよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-3 を決めます。
次に申請番号 3-4 の説明を求めます。

局 長 恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いします。
申請番号 3-4 の申請人のお名前が●● ●●さんとなっていますが、正しくは、▲▲ ▲▲さんです。恐れ入りますが訂正をお願いします。
申請番号 3-4 土地の所在が、十日市東五丁目_____, 現況地目は雑種地で、面積が 479 m², 申請人が、南畑敷町_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、公園の整備です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 申請地は、約 30 年前に、地元子供会の遊び場や、老人会のゲートボール場として申請地を使用したい旨の相談がありました。当時、申請地は耕作をしておらず、草刈り等管理に苦慮していたため、使用を許諾したところ。地元が中心となり住民が多目的に使用できるよう工事が行われ現在の状況となっています。今後も安定的に地元住民が申請地を使用できるよう事後となりますが申請をされました。この件に関し始末書が提出されています。申請地の北側は畑、西側は畑と宅地、南側は宅地、東側は道となっています。東から北、西には既設ブロックを設置しており、農地、水路への土砂の流失を防止しています。用水は必要としません。汚水は発生しません。生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下されます。その他法令の状況は、農振法の手続きは不要となっています。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 3-1 から申請番号 3-4 までを異議なしと決めます。
議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、10 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 3-1 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は田で、面積が 1,056 m², 譲渡人が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、庄原市中本町 1 丁目_____, 有限会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、宅地分譲です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は、高齢であるため、昨年までは、耕作を知人に頼まれ、されていましたが、

耕作されていた方も限界で耕作できなくなったため、不動産業者に相談し話がまとまり、今回の申請となりました。雨水は道路側溝へ排水、下水は合併浄化槽を設置します。周辺は次々と開発されている状況ですので、周りに対しての支障はないものと思われれます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-1 を決めます。

次の、申請番号 3-2 から、申請番号 3-4 は、関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局 長 申請番号 3-2 から申請番号 3-4 の譲渡人は、安芸高田市吉田町相合_____, ●●●●さんです。申請内容は、申請番号 3-2 及び申請番号 3-3 は太陽光発電施設の整備で、申請番号 3-4 は、太陽光発電施設に付随する資材置場です。

申請番号 3-2 土地の所在が、廻神町_____, 現況地目は山林原野で、面積が 1,205 m², 譲受人が、広島市西区井口明神一丁目_____, ▲▲▲▲ 合同会社です。

申請番号 3-3 土地の所在が、廻神町_____, 現況地目は山林原野で、面積が 1,047 m², 譲受人が、広島市西区庚午北一丁目_____, 合同会社 ■■■■です。

申請番号 3-4 土地の所在が、廻神町_____, _____, 現況地目は、すべて山林原野で、面積の合計が 565 m², 譲受人が、広島市西区庚午北一丁目_____, 合同会社 ■■■■と、広島市西区井口明神一丁目_____, ▲▲▲▲ 合同会社で、持分がそれぞれ 1/2 です。

本 3 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲渡人の安芸高田市にお住いの●●さんは高齢でもあり、最近まで体調を崩され入院されていました。現在は、申請地近隣の農地の水管理を奥さんがされています。現地は 4 段の農地で、東南向きの小高い法面で、日照時間が非常に良いということで、太陽光発電に最適の場所ということで選定されました。この度、●●さんが管理することが難しいため、合同会社 ■■■■と▲▲▲▲ 合同会社に太陽光発電設備の用地として譲渡されることとなりました。それぞれの段に側溝を設置して、下流末端の水路へ接続します。転用面積も妥当と認められます。また、周辺に地目が原野の併用地があります。側溝設置の土の動きだけで、周辺農地に影響を及ぼすことはありませんが、十分留意して工事にあたるよう業者に伝えています。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-2 から 3-4 を決めます。

次の、申請番号 3-5 は、橋本 正二委員に関する議案です。農業委員会等に関する

法律第 31 条の規定に基づき、橋本 正二委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(橋本 正二委員退席)

議 長 それでは、申請番号 3-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-5 土地の所在が、小田幸町_____, 地目は田で、面積が 2,073 m², 貸主が、小田幸町_____, ●● ●●さん, 借主が、小田幸町_____, 合同会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、牛舎の建築です。

申請地は、土地改良総合整備（一般）事業 下井田地区として、昭和 56 年度から昭和 63 年度にかけて整備された農振農用地区域内の第 1 種農地です。「農業用施設用地」として農振農用地区域の用途区分変更済みです。本件は、農地法第 5 条第 2 項ただし書き「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」として農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

13 番 和牛繁殖のために牛舎 1 棟を新築するものです。まわりには W C S を置く計画です。申請地は、東に市道、南に農道、西は自社が経営する放牧場です。排水については東の市道側溝、南の排水溝に排水します。糞は裏側の自社の堆肥舎で堆肥化。自ら耕作する田に投入します。現地調査の時指摘のあった尿についての処理については、牛舎に尿溝を設置し、4ヶ所に集めて処理するよう設計変更を行いました。隣接する家は了解済みです。周辺農地への影響はありません。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-5 は許可妥当として処理諮問いたします。
それでは、橋本正二委員に入室いただいでください。

(橋本 正二委員入室)

議 長 申請番号 3-5 は、許可妥当として処理諮問することとしたことを報告します。
次に申請番号 3-6 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-6 土地の所在が秋町_____, _____, _____, _____, 地目は田が 3 筆で、2,175 m², 畑が 1 筆で 110 m², 面積の合計が 2,285 m², 譲渡人が、秋町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、広島市安佐南区長楽寺二丁目_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人の●●さんは、高齢で体調不良のため約 36 年間耕作されず、後継者もいません。その間、娘さんが嫁いだ先のご主人が耕作をされていましたが、ご主人も体調不良のため耕作できなくなりました。そうしたところ太陽光発電施設を設置する業者から申し出があり、譲渡すことにされました。譲受人である▲▲さんは有効利用するため太陽光発電施設を設置されます。パネル 288 枚の設置は妥当であると考えます。除草対策として全面に防草シートを貼ります。周辺農地対策として全面フェンスを設置します。用水は必要ありません。汚水は発生しません。雨水は自然流下します。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-6 を決めます。
次に申請番号 3-7 の説明を求めます。

申請番号 3-7 土地の所在が十日市東二丁目_____, 地目は畑で、面積が 459 m², 譲渡人が、十日市東二丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、東酒屋町_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、宅地分譲です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 申請地の周辺は住宅地であり、生活環境に優れた申請地を買い受け、4 区画の宅地分譲をされるものです。申請地の北側、東側、西側は宅地、南側は市道となっています。隣接には農地がなく宅地化されているため問題ありません。汚水は公共下水道へ接続します。雨水は市道側溝へ排水されます。申請地について一部駐車場に転用されていますので始末書が提出されています。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-7 を決めます。
次に申請番号 3-8 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-8 土地の所在が十日市南七丁目_____, 地目は畑で、面積が 22 m², 譲渡人が、十日市南七丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、畠敷町_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、進入路拡幅のための宅地拡張です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 隣接地の_____に住宅を建築予定です。進入路が狭いことから、申請地を買い受け、進入路の拡幅をされます。申請地は、北側は宅地、東側は畑、南側は市道、西側は宅地となっています。舗装は行わないため、雨水は浸透し自然流下します。周囲は法面工事し土砂の流失を防止します。周辺農地への影響はありません。よろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-8 を決めます。
次に申請番号 3-9 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-9 土地の所在が十日市西五丁目_____, 地目は田で、面積が 352 m², 譲渡人が、神奈川県横浜市青葉区美しが丘 2 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、十日市南五丁目_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、一般住宅です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲受人は、現在夫婦で市内アパートに住まわれています。将来子どもと共に生活するには手狭となるため、新たな住宅用地を探されていましたが、なかなか見つかりませんでした。このたび譲渡人と合意され申請となりました。申請地は西から南側にかけて休耕田、北側は市道、東側は宅地となっています。用水は上水道、下水は公共下水道、雨水は排水枡を設置して北側既設水路へ排水します。東側から南側にかけてコンクリート擁壁を設け周辺農地、道路への流出を防止します。周辺農地への影響はありません。その他関係法令については、農振除外の手続きは必要ありません。よろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3-9 を決めます。
次に申請番号 3-10 の説明を求めます。

局 長 申請番号 3-10 土地の所在が君田町東入君字向松ヶ瀬_____, 地目は田で、面積が 5.61 m², 譲渡人が、君田町東入君_____, ●● ●●さん, 譲受人が、君田町東入君向松ヶ瀬_____, 有限会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、駐車場の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 申請地は細長い三角形の矮小な農地で、40 年以上に渡り保全管理の状況で今後も農

地として利用することが困難な状況です。隣接の用地は、譲受人が農地転用許可を受けて譲り受け、駐車場として整備中です。駐車場のため用水は必要とせず、汚水は発生しません。申請地は道路と、申請人の用地と隣接しており他への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 3-1 から申請番号 3-4 まで、及び申請番号 3-6 から申請番号 3-10 までを異議なしと決し、申請番号 3-5 は許可妥当として処理諮問いたします。

次に、議案第 20 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 20 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

27 ページの議案総括表をご覧ください。

貸借権設定について、18 件で、面積の合計が 59,788 m²です。

各申請については 16 ページから 26 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議長 意見はありませんか。

意見なし

議長 それでは、議案第 20 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 20 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 21 号「農地利用最適化推進委員の辞任」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 21 号「三次市農地利用最適化推進委員の辞任」について、ご説明申し上げます。本件は、君田地区を担当する農地利用最適化推進委員、小田 弘喜さんから、一身上の都合を理由に辞職願が提出されたものです。

農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、「農地利用最適化推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とされています。説明は以上です。ご同意くださいますよう、よろしく申し上げます。

議長 本件については、同意案件であるため、質疑を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議 長 異議なしと認め採決を行います。

それでは、議案第 21 号「農地利用最適化推進委員の辞任」について同意することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議 長 異議なしと認めます。

議案第 21 号「農地利用最適化推進委員の辞任」について同意することに決めます。

議 長 ただいま、農地利用最適化推進委員が 1 人欠員となりました。

この際、「農地利用最適化推進委員の欠員の補充」について、日程に追加し、議案とさせていただきます。これにご異議はありませんか。

全委員 異議なし

議 長 異議なしと認めます。

では、追加提出議案について議案書を配付してください。

議 長 議案第 22 号「農地利用最適化推進委員の欠員の補充（案）」について、事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 22 号「三次市農地利用最適化推進委員の欠員の補充（案）」について、ご説明申し上げます。

農林水産省では、「推進委員の欠員が生じたことにより担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合には、速やかに推進委員を委嘱することが適当である」と指導されています。

「三次市農業委員会の農地利用最適化推進委員設置規則」で、君田地区の推進委員の定数を 2 人と定めており、1 人の欠員により事務に支障が生じるおそれがあり、補充の必要があるものと思われます。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 意見はありませんか。

意見なし

議 長 それでは、議案第 22 号「農地利用最適化推進委員の欠員の補充（案）」について、補充することに異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 22 号「農地利用最適化推進委員の欠員の補充（案）」について、補充することに決めます。公募等、事務手続きについては、事務局で適正に進めてください。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。
引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。

(事務連絡)

議 長 委員の皆様から何かございますか。
以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は、7月5日(木)午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開催する予定です。
以上で平成30年度第3回農業委員会総会を終了します。

平成30年6月5日